

2. 法令等の整備

(1) 法令等の体系

従来、環境関係の法令は、公害防止を目的とした公害対策基本法を中心として構成されてきたが、人間の活動の拡大に伴う地球環境保全、廃棄物処理、都市・生活型公害問題などの新たな環境問題に対応するため、5年11月、公害対策基本法に代わる環境基本法が施行された。

環境基本法は、その目的において、「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献する。」と規定され、環境の保全についての基本理念、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を定めたほか、環境基本計画の策定、環境基準の設定、公害防止計画の策定、環境影響評価の推進、排出等の規制、地球環境保全等に関する国際協力等、環境の保全に関する基本的な事項を規定している。

同法の趣旨を受けて大気の汚染、水質汚濁等に係る環境基準が定められているほか、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の法律によって具体的な排出基準が定められ、実際の規制等が行われている。

同法の趣旨を受けて大気の汚染、水質汚濁等に係る環境基準が定められているほか、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の法律によって具体的な排出基準が定められ、実際の規制等が行われている。

また、廃棄物の処理・リサイクルについては、12年6月に循環型社会の形成に向けた基本的枠組みを規定した循環型社会形成推進基本法が制定された。さらに、これと併せて廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正のほか、資源の有効利用の促進に関する法律や建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律などが整備され、既に制定されている容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律などと共に法体系の整備が行われた。

このほか、公害紛争の処理、健康被害者の救済等を目的としてそれぞれ公害紛争処理法、公害健康

被害の補償等に関する法律が定められている。

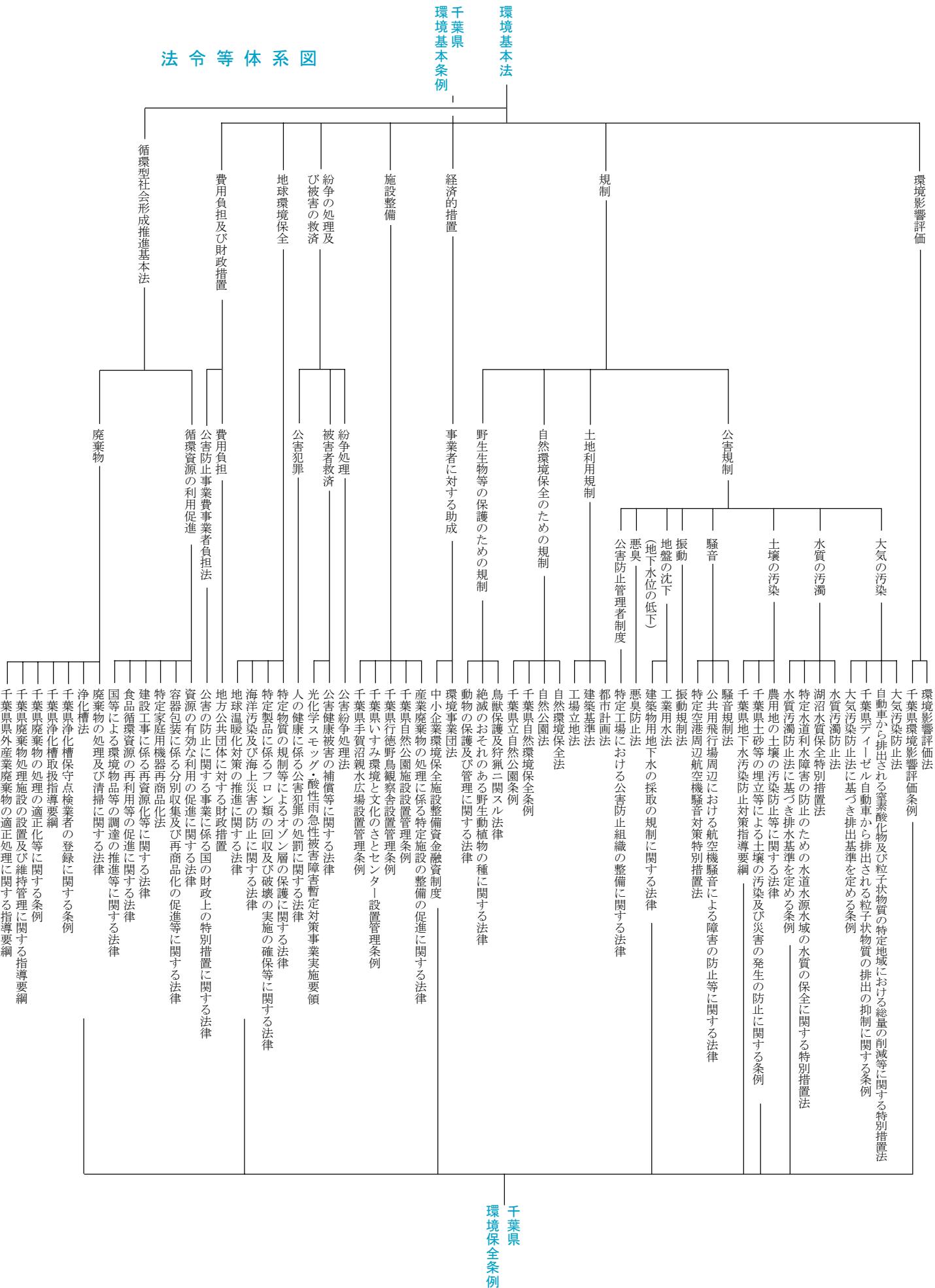
一方、都道府県及び市町村では、法律を補完するものとして、各種の条例を定めている。

県では、環境基本法の制定を受け、7年4月に千葉県環境基本条例を施行した。併せて、従来の公害防止条例に代えて千葉県環境保全条例を7年10月に施行したほか、地域の特性を考慮して、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づき、同法に定められた排出基準より厳しい排出基準を条例（上乗せ条例）で定めている。

なお、県条例が、大気汚染、水質汚濁、地盤沈下等の広域的公害対策について規定しているのに対して、市町村条例では、騒音、振動、悪臭等の局地的公害対策について規定している。

自然環境の保全に関しては昭和6年に国立公園の制度が設けられて以来、自然公園法、森林法、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律などにより進められてきたが、47年に自然環境保全法が制定されたのを受けて千葉県自然環境保全条例を制定し、自然保護の体制が整った。

さらに、千葉県環境基本条例の制定を契機に千葉県自然環境保全条例の理念を基本条例に盛り込み、生活環境保全と自然環境保全を一元化して、広く環境保全に取り組む枠組みが整備された。



(2) 環境行政年表

昭和年月	県	昭和年月	国
		29 4	「清掃法」制定 (29. 7. 1 施行)
		31 6	「工業用水法」制定 (31. 6. 11 施行)
32 11	「騒音防止条例」制定 (33. 1. 1 施行)	32 6	「自然公園法」制定 (32. 10. 1 施行)
		33 4 8 12	「下水道法」制定 (34. 4. 23 施行) 自然公園法に基づき「南房総国定公園」を指定 「公共用水域の水質の保全に関する法律」及び「工業排水等の規制に関する法律」制定 (34. 4. 1 施行 45年水質汚濁防止法の制定により廃止)
34 9	県衛生民生部環境衛生課に「公害係」設置	34 3	自然公園法に基づき「水郷筑波国定公園」を指定
35 4	「千葉県立自然公園条例」制定 (35. 4. 1 施行)		
36 10	オスジカの県下一円捕獲禁止		
		37 5 6	「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(ビル用 水法)制定 (37. 8. 31 施行) 「ばい煙の排出等の規制に関する法律」(ばい煙規制法) 制定 (37. 12. 1 施行)
38 4 10	「千葉県公害防止条例」制定 (38. 10. 1 施行) 「千葉県公害対策審議会」設置		
39 9	ばい煙規制法に基づき規制地域を指定 (千葉市等 6 市町)	39 3	総理府に「公害対策推進会議」設置
40 3	県衛生部に「公害課」設置	40 6	「公害防止事業団法」制定 (40. 6. 1 施行)
41 3 ノリ 5 10	「千葉県市原地区ナシ被害防止対策実施要綱」制定 「県立笠森鶴舞自然公園」を指定 「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」(硫黄酸化物の 部) 制定 「千葉県公害防止条例」全面改正 (42. 4. 1 施行)		
42 9 10	「千葉県公害紛争調停委員会」設置 「千葉県公害防止施設整備等促進条例」制定	42 8 〃 12	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防 止等に関する法律」(航空機騒音防止法) 制定 (42. 8. 1 施行) 「公害対策基本法」制定 (42. 8. 3 施行) 総理府に「公害対策会議」設置
43 8 11	「千葉県公害研究所」設置 県最初の「公害防止協定」を東京電力㈱と締結	43 6 〃	「大気汚染防止法」制定 (ばい煙規制法廃止) (43. 8. 1 施行) 「騒音規制法」制定 (43. 12. 1 施行)
44 3 4	大気汚染防止法に基づき規制地域を指定 (木更津市等 4 市町) 騒音規制法に基づき規制地域、規制基準等を告示 (千 葉市など 7 市)	44 2 5 9 12	「硫黄酸化物に係る環境基準」(千葉・市原地域等) 閣議決定 第 1 次公害防止計画の策定指示 工業用水法に基づき指定地域を指定 (市川市・船橋市的一部以降順次指定地域を拡大) 「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」制定 (45. 2. 1 施行)
45 3 4 6 7 9 12	「千葉県公害防止条例」全面改正 (45. 4. 1 施行) 公害課を「公害対策課」と「公害規制課」の 2 課に 組織改正 我が国最初の光化学スモッグ被害が木更津で発生 県衛生部に「公害対策局」設置 「千葉県公害防止条例施行規制」制定 (45. 9. 28 施行) 千葉・市原地域に係る公害防止計画 (46 ~ 50 年度策定)	45 2 4 6 7 9 10 12	「一酸化炭素に係る環境基準」閣議決定 「水質汚濁に係る環境基準」閣議決定 (46. 12 月告示) 「公害紛争処理法」制定 (45. 11. 1 施行) 内閣に「公害対策本部」設置 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定を閣議決定 (江戸川・印旛沼・手賀沼・千葉港等) 「工業用水法」に基づく工業用水道への転換 (葛南地区 の一部地域に告示 以降順次告示地域を拡大) 第 64 回国会 (いわゆる公害国会) で、「水質汚濁防止 法」等公害関係 14 法が成立・公布 (46. 5 月 ~ 6 月施行) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 (46. 9. 24 施行)
46 1 2 3 5 6	最初の「千葉県公害白書」(昭和 45 年版)を発表 (49 年版から「千葉県環境白書」に改称) 「千葉県公害防止施設改善資金融資制度要綱」制定 公害紛争処理法に基づき「千葉県公害審査会」設置 「千葉県水質審議会」設置 「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」(オキシダント の部) 制定	46 5 〃 〃 〃 〃	「騒音に係る環境基準」閣議決定 「公害の防止に関する事業に係る国の財政上野特別措置 に関する法律」(財特法) 制定 (46. 5. 26 施行、56. 3. 31 までの时限立法) 「環境庁設置法」制定 (46. 7. 1 施行) 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定を閣議決定 (東京湾等)

昭 和 年 月	県	昭 和 年 月	国
46 7 〃 12	「千葉県公害防止条例」全面改正 (47. 4. 20 施行) 「千葉県環境保全条例」制定（環境保全に関する施策等について規定）(46. 7. 21 施行) 「大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例」及び「水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例」(上乗せ条例) 制定 (47. 9. 29 施行)	46 6 〃 〃 〃 7	「悪臭防止法」制定 (47. 5. 31 施行) 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」制定 (46. 6. 10 施行) 騒音規制法に基づく「自動車騒音の大きさの許容限度」告示 水質汚濁防止法に基づく「排出基準を定める總理府令」制定 「環境庁」発足
47 4 〃 〃 〃 5 6 7 10 12 〃	「千葉県公害防止条例施行規則」全面改定 (47. 4. 20 施行) 公害規制課を「大気保全課」と「水質保全課」2課に組織改正 「千葉県水質保全研究所」を設置 公害防止条例に基づく地下水採取規制地域を指定 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」制定 (47. 6. 20 施行) 「光化学スモッグ急性健康障害暫定対策事業」開始 「(財)千葉県公害防止協力団体設立」 (47. 10. 24) 江戸川流域に係る公害防止計画 (47～50年度) 策定 大気汚染防止法に基づく燃料使用基準を告示	47 1 5 6 〃 〃 〃 12	「浮遊粒子物質に係る環境基準」告示 悪臭防止法に基づき悪臭5物質を指定 国連人間環境会議（於ストックホルム）開催 「各種公共事業に係る環境保全対策について」閣議了解 「大気汚染防止法」及び「水質汚濁防止法」一部改正 (47. 10. 1 施行) 「自然環境保全法」制定 (48. 4. 12 施行) 大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガスの量の許容限度」告示
48 4 〃 6 8 9	「千葉県自然環境保全条例」制定 (48. 4. 12 施行) 「千葉県自然環境保全審議会」設置 「第1回公害防止強調月間」を実施 (49年に「千葉県環境月間」と改称) 天然ガス採取に係る県最初の「地盤沈下防止協定」を合同資源産業㈱と締結 「(財)千葉県環境技術センター」設立 (48. 9. 12)	48 5 6 10 〃 11 12	「大気の汚染に係る環境基準」告示 「第1回環境週間」を実施 (5日～11日) 「公害健康被害補償法」制定 (49. 9. 1 施行) 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(化審法) 制定 (49. 4. 16 施行) 「自然環境保全基本方針」策定 「航空機騒音に係る環境基準」告示
49 1 3 4 5 〃 7 〃 8 〃 10 11 〃 12 〃	県内主要企業41社と公害防止協定を改定締結 大気発生源監視システム整備 「環境部」(環境調整課・大気保全課・水質保全課・自然保護課・廃棄物対策課の5課)新設(公害対策局を廃止) 「千葉県自然環境保全基本方針」公表 「千葉県公害防止施設改善資金融資等規則」制定 「酸性の雨による急性健康被害暫定対策事業」開始 公害防止条例に基づく地下水採取規制地域を拡大 騒音規制法に基づき規制地域、規制基準等を告示(千葉市等20市町) 騒音に係る環境基準の地域類型の指示等を告示 第1次千葉県産業廃棄物処理計画(49～52年度)策定 大気汚染防止法に基づくSO _x 総量規制地域を指定(千葉市等11市町) 「千葉県自然環境保全条例に基づく協定実施要綱」制定 (49. 11. 30 施行) 「千葉臨海地域公害防止計画」(49～53年度)策定 「(財)千葉県公害防止協会」設立 (49. 12. 25)	49 1 3 6 〃 7 11	大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガスの量の許容限度」全面改正 環境庁附属機関として「国立公害研究所」設置 「大気汚染防止法」を一部改正して総量規制の導入 (49. 11. 30 施行) 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」制定 (49. 6. 27 施行) 自然公園法に基づき勝浦市の鵜原地区を海中公園地区に指定 環境庁機構改革(環境保健部・環境調査官新設) 公害健康被害補償法に基づく第1種地域として千葉市の南部臨海地域を指定(神明町ほか50区域)
50 4 5 9 12	「(社)千葉県公害防止管理者協議会」設立 (50. 4. 1) 悪臭防止法に基づく規制地域の指定等を告示 (千葉市等9市町) 「千葉県し尿浄化槽取扱指導要綱」制定 (50. 10. 1 施行) 「環境モニター制度」発足 「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」全面改正(上乗せ基準の強化) (51. 7. 1 施行)	50 2 7 9	「P C B に係る水質環境基準」を追加 「新幹線騒音に係る環境基準」告示 騒音規制法に基づく「自動車騒音の大きさの許容限度」全面改正
51 1 4 6 7 8	航空機騒音防止法に基づく第1種地域等を指定(成田空港周辺地域) 廃棄物対策課を「生活環境課」に改称 県内企業12社と公害防止協定を締結 「大気汚染監視センター」設置 SO _x に係る総量削減計画の策定及び総量規制基準等を告示 (51. 10. 1 施行)	51 6 〃 9	「振動規制法」制定 (51. 12. 1 施行) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正(産業廃棄物処理の規制強化) (53. 3. 15 施行) 悪臭防止法に基づく悪臭物質として3物質を追加
52 4 〃 11	悪臭防止法に基づく追加3物質に係る規制基準告示 「環境浄化推進県民運動」開始 振動規制法に基づき規制地域、規制基準等を告示(千葉市等21市町) (53. 1. 1 施行) 騒音規制法に基づき規制地域の拡大等を告示(銚子市) 第2次千葉県産業廃棄物処理計画(53～60年度)策定	52 5	環境庁「環境保全長期計画」策定

昭和年月	県	昭和年月	国
53 5 8	「新東京国際空港」(成田空港)開港 航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定を告示 (成田空港関係13市町、羽田空港関係2市)	53 4 6 7 8	「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法」制定 (53.10.19 施行) 「水質汚濁防止法」一部改正(総量規制の導入) (54.6.12 施行) 「二酸化窒素に係る環境基準」の改定告示 (0.02ppm → 0.04 ~ 0.06ppm) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規制」 一部改正(し尿浄化槽の定期法定検査制度の導入) (53.8.10 施行)
54 4 リ 8 11 12 リ	二酸化窒素に係る千葉県環境目標値(0.04ppm)設定 「千葉県し尿浄化槽取扱指導要綱」全面改正 (54.5.1 施行) 君津市鹿野山で虎逸走事件発生 「危険な動物の飼養及び保管に関する条例」制定 (54.11.10 施行) 「(財)千葉県浄化槽検査センター」設立 「千葉県行徳野鳥観察舎」完成	54 4 " " " 6 7 " " " 8	中央公害対策審議会「環境影響評価制度のあり方について」答申 「水質汚濁防止法施行令」一部改正 (総量規制項目としてCOD、総量規制水域として東京湾・伊勢湾を定める。) (54.6.12 施行) 東京湾等のCODに係る総量削減基本方針を策定 化審法に基づく特定化学物質としてHCB、PCNを指定
55 2 3 リ 4 5 " " " 6 12	「千葉県市原地区ナシ被害対策実施要綱」廃止 「千葉臨海地域公害防止計画」(54~58年度)策定 県内企業50社と公害防止細目協定を改定締結 東京湾に係る第1次「科学的酸素要求量総量削減計画」 公告 東京湾に係る「化学的酸素要求量総量規制基準」告示 (55.1.1 施行) 大気汚染情報テレホンサービスを開始 騒音規制法及び振動規制法に基づき規制地域の拡大等 を告示(我孫子市等4市町村) 「千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱」制定 (56.6.1 施行)	55 1 9 10 11 " " "	「幹線道路の沿道の整備に関する法律」制定 (55.10.25 施行) 環境庁に「地球的規模の環境問題に関する懇談会」設置 「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する 条約」(ラムサール条約)が我が国に発効 「絶滅のおそれがある野生動植物の種の国際取引に関する 条約」(ワシントン条約)が我が国に発効 「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する 条約」(ダンピング条約)が我が国に発効
56 1 " " " 3 6	「千葉県環境影響評価審査会」設置 県内企業11社と地盤沈下防止協定を改定締結 公害研究所に「騒音・振動研究棟」完成 君津市における山砂粉じん問題発生	56 3 6	「財特法」期限延長 「広域臨海環境整備センター法」制定
57 1 2 3 " " " 4 5 6 10 11	東京電力㈱と富津火力発電所建設協定を締結 「千葉県空き缶等対策推進要綱」制定(57.2.13 施行) 千葉市以北のガラス製造4社と「窒素酸化物に関する 覚書」の締結 「千葉県家庭雑排水処理指導要綱」制定 (57.4.1 施行) 「印旛沼水質管理計画」及び「手賀沼水質管理計画」策定 「家庭雑排水共同処理施設技術指針」策定 (57.4.1 施行) 5.30運動(関東地方統一美化キャンペーン)の実施 第1次「東京湾富栄養化対策指導指針」策定 (57.1.1 施行) 「危険な動物の飼養及び保管に関する条例」一部改正 (57.10.19 施行) 「新東京国際空港周辺地域における航空機騒音対策基本 方針」決定	57 5 " " " 9 12	国連環境計画管理理事会特別会合(於ナイロビ)開催 「大気汚染防止施行規則」一部改正(ばいじんの排出基 準の強化)(57.6.1 施行) 騒音規制法に基づく「自動車騒音の大きさの許容限度」 一部改正(大型バス・小型車及び原動機付自転車に係 る規制の強化) 中央公害対策審議会交通公害部会物流専門委員会及び 土地利用専門委員会から「環境保全の観点から望まし い物流体系を実現するための方策について」及び「環 境保全の観点から望ましい交通施設の構造及びその周 辺の土地利用を実現するための方策について」報告 湖沼の窒素及び燐に係る環境基準の設定を告示
58 3 4 12	「千葉県窒素酸化物対策指導要綱」制定(58.4.1 施行) 美しいふるさとづくり運動の開始 深夜営業騒音等の規制強化に係る方針(市町村公害防 止条例に改正等)を市町村に通知	58 4 5 9 10 12 " " "	中央公害対策審議会「今後の交通公害対策のあり方につ いて」答申 「浄化槽法」制定(60.10.1 施行) 「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府 令」公布(個体燃焼ボイラーに係る窒素酸化物の排出 基準の強化) 騒音規制法に基づく「自動車騒音の大きさの許容限度」 一部改正(大型トラック、全輪駆動の小型車、軽二輪 車の規制強化) 「行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律」による 「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」の一部改正 (キジ類の販売禁止制度の廃止) 「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規制の一部を改正 する総理府令」の公布(狩猟免許申請の一部改正等)
59 3	騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の拡大等 を告示(館山市等5市町)	59 3 7	悪臭物質の測定の方法の一部改正を告示 「湖沼水質保全特別措置法」制定(60.3.21 施行)

昭 平 年	和 成 月	県	昭 平 年	和 成 月	国
59	3 6 10 11	印旛沼、手賀沼に湖沼の窒素・りんに係る環境基準の水域類型を指定 第3次千葉県産業廃棄物処理計画（59～65年度）策定 「大気汚染防止に基づき排出基準を定める条例」一部改正（法規制強化との整合）（59.10.18施行） 「財団法人印旛沼環境基金」設立（県及び関係15市町村）	59	8 〃 10 〃 12	「環境影響評価の実施について」閣議決定 「トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針」設定 大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガス量の許容限度」一部改正（手動変速機付ディーゼル車に係る規制の強化） 騒音規制法に基づく「自動車騒音の大きさの許容限度」一部改正（全輪駆動車、トラクター等に係る規制の強化） 「湖沼水質保全基本方針」告示
60	2 〃 3 7 10 〃 〃 12	騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の拡大等を告示（茂原市等10市町村） 県内企業50社と公害防止細目協定を改定締結 「千葉臨海地域公害防止計画」（59～63年度）策定（計画地域を26市町村に拡大） 「千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」（60.10.1施行） 「千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行細則」制定（60.10.1施行） 「浄化槽法施行細則」制定（60.10.1施行） 「千葉県浄化槽取扱指導要綱」全面改正（60.10.1施行） 県内の天然ガス採取企業10社と地盤沈下防止細目協定を改定・締結	60	9 〃 12	大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガス量の許容限度」一部改正（自動変速機付ディーゼル乗用車） 騒音規制法に基づく「自動車騒音の大きさの許容限度」一部改正（二輪の小型自動車、軽自動車、原動機付自転車） 「湖沼水質保全特別措置法」に基づく指定湖沼等の指定（印旛沼、手賀沼、霞ヶ浦等）
61	3 〃 〃 4 〃 10	大気情報管理システムの整備 「千葉県炭化水素対策指導要綱」判定（61.4.1施行） 「ふるさと千葉環境プラン」策定 「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」制定（61.7.1施行） 「浄化槽相談員制度」発足 騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の拡大等を告示（鴨川市等3市町）	61	5 12	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」一部改正（新規化学物質の事前審査制度の導入等）（62.4.1施行） 環境庁「環境保全長期構想」策定
62	3 4 〃 5 6 7 12	印旛沼及び手賀沼に係る第1期「湖沼水質保全計画」策定 東京湾に係る第2次「化学的酸素要求量総量削減計画」策定（62.7.1施行） 「千葉県家庭用小型合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付要綱」制度（62.4.1施行） 東京湾に係る第2次「化学的酸素要求量総量規制基準」告示（62.7.1施行） 第2次「東京湾富栄養化対策指導指針」を策定（62.7.1施行） 千葉市生実地区の六価クロムによる井戸水汚染が判明 「千葉県東方沖地震」発生 各地で重油流出事故及び液状化現象発生	62	1 〃 〃 4 9 10 〃 〃	大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガス量の許容限度」一部改正（大型ディーゼルトラック、ライトバン等） 東京湾等のCODに係る第2次「総量削減基本方針」を策定（62.5.14公告） 厚生省「合併処理浄化槽設置設備事業費国庫補助金交付要綱」制度創設 環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）「われわれの共通の未来」報告 「公害健康被害補償法」一部改正（第一種地域の指定解除）（63.3.1施行） 「第1回浄化槽の日」を実施（10月1日） 環境庁「公害防止事業団による合併処理浄化槽融資制度」創設 大気汚染防止法に基づく「ばい煙発生施設」一部改正（ガスターイン及びディーゼル機関を追加指定）
63	4	騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の一部改正等を告示	63	1 11 〃	騒音規制法に基づく「自動車騒音の大きさの許容限度」一部改正 騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」一部改正（元.4.1施行） 習志野市の谷津干潟（41ha）を国設の鳥獣保護区に指定
元	1 3 11 12	「千葉県地下水汚染防止対策指導要綱」の制定（元.1.10施行） 首都圏自然歩道の全線開通 「ふるさと千葉のゴミ問題を考える懇談会」（トーク・ザ・クリーンちば）の設置（元.11.24施行） 「千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱」一部改正（2.4.1施行）	元	3 6 〃 9	「水質汚濁防止法施行令」一部改正（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを有害物質に追加） 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」一部改正 「大気汚染防止法」一部改正「アスベストを特定粉じんとして規制」（元1.12.27施行） 「悪臭防止法施行令」一部改正（ノルマジン酸、プロピオニ酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸の4物質を悪臭物質に追加）（2.4.1施行）
2	2 〃	県内企業49社と公害防止細目協定を改定締結 「家庭雑排水共同処理施設整備事業補助金交付要綱」を「家庭雑排水等処理施設整備事業補助金交付要綱」に改正（2.2.1施行）	2	5	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」制定（21物質について暫定指導指針値を制定）

平成年月	県	平成年月	国
2 2 3 リ リ 8	「千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」制定 (2. 4. 1 施行) 「千葉地域公害防止計画」(元～3年度)策定 「ふるさと千葉アメニティプラン」策定 「千葉県地域環境保全基金条例」制定 (2. 7. 1 施行) 「千葉県自然公園等における建築物建設に係る指導要綱」制定 (2. 9. 1 施行)	2 6 〃 〃 〃 〃 11 12	「水質汚濁防止法」等の一部改正 (生活排水対策等を追加) (2. 9. 22 施行) 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」一部改正 「自然環境保全法」一部改正 (動植物の殺傷・損傷の制限、車馬の使用等の制限) (2. 12. 1 施行) 「自然公園法」一部改正 (動植物の殺傷・損傷の制限、車馬の使用等の制限) (2. 12. 1 施行) 大気汚染防止法に基づく「ばい煙発生施設」一部改正 (ガス機関及びガソリン機関を追加指定) (3. 2. 1 施行) 厚生省が「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を定める
3 3 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 5 6 11 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 12	東京湾に係る第3次「化学的酸素要求量総量削減計画」策定 (3. 7. 1 施行) 水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に千葉市、松戸市及び柏市を指定 (以降順次指定地域を拡大) 「千葉県みどりの基金条例」制定 (3. 4. 1 施行) 「千葉県立自然公園条例」一部改正 (車馬の使用等の制限) (3. 7. 1 施行) 「千葉自然環境保全条例」一部改正 (車馬の使用等の制限等) (3. 7. 1 施行) 第4次千葉県産業廃棄物処理計画 (3年度～7年度) 策定 東京湾に係る第3次「化学的酸素要求量総量規制基準」告示 (3. 7. 1 施行) 第3次「東京湾富栄養化対策指導指針」策定 (3. 7. 1 施行) 騒音規制法、振動規制法に基づく規制地域の拡大等を告示 (一宮町) 悪臭防止法に基づく規制地域等を告示 (千葉市等43市町村) (旧告示は廃止) 航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定の一部改正を告示 (下総飛行場関係2市2町) オスジカの狩猟一部解禁 (3年度のみ)	3 1 3 〃 4 7 8 10 11 12	東京湾の第3次「化学的酸素要求量に係る総量削減基本方針」策定 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」一部改正 (3. 4. 1 施行) 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則」一部改正 (3. 4. 1 施行) 「再生資源の利用の促進に関する法律 (リサイクル法)」制定 (3. 10. 25 施行) 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」一部改正 (9物質を追加し、30物質とする) 「土壤の汚染に係る環境基準」告示 (カドミウム等10物質について制定) 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」一部改正 (4. 4. 1 施行) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正 (減量化・再生利用の推進を明示) (4. 7. 4 施行) 「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」の制定 (3. 11. 25 施行) 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」一部改正 (4. 1. 6 施行)
4 2 〃 3 〃 〃 4 〃 6 8 10 12	「ふるさと千葉のゴミ問題を考える懇談会」(トーク・ザ・クリーンちば)の提言 「千葉県自動車交通公害防止計画」策定 「千葉県環境学習基本方針」策定 「千葉県定置型内燃機関窒素酸化物対策指導要綱」制定 (4. 4. 1 施行) 印旛沼及び手賀沼に係る第2期「湖沼水質保全計画」策定 水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に市川市、船橋市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市及び沼南町を指定 「千葉県化学物質環境保全対策指導指針」の施行 「千葉県環境会議」の設置 「千葉県環境調整検討委員会」の設置 「みどりの基本構想」の策定 「地球環境フェスティバルちば'92」の開催	4 6 〃 〃	「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車NOx削減法)制定 (4. 12. 1 施行) 環境と開発に関する国連会議 (於リオデジャネイロ) 開催 「絶滅のおそれのある野性動植物の種の保存に関する法律」制定 (5. 4. 1 施行)
5 2 3 〃 〃 〃 4 6 7 8 11 〃	「千葉県環境憲章」の制定 「千葉地域公害防止計画」(4～8年度)策定 「ふるさと千葉のゴミ減量推進協議会」の設置 水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に成田市、佐倉市、八千代市、四街道市、八街市、富里町及び白井町を指定 「(財)千葉県公害防止協会」が「(財)千葉県環境財団」に名称変更 (5. 4. 1) 「アジア・太平洋環境会議」の開催 (環境庁と共に) 「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」(上乗せ条例) (印旛沼及び手賀沼流域の窒素・燐の排水基準の設定等) 一部改正 「湖沼水質保全特別措置法に基づく汚濁負荷量に係る規制基準」(窒素含有量及び燐含有量)制定 (5. 12. 1 施行) 「千葉県地球環境保全行動計画」の策定 自動車NOx削減法に基づき「千葉県自動車排出窒素酸化物総量削減計画」策定 (5～12年度)	5 1 3 5 6 8 〃 11 12 〃 〃 〃	「自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する基本方針」策定 「水質汚濁に係る環境基準」一部改正 (健康項目15項目の追加等) (5. 3. 8 施行) 生物の多様性に関する条約の締結 「悪臭防止法施行令」同及び施行規制一部改正 (10悪臭物質の追加指定) (6. 4. 1 施行) 「水質汚濁に係る環境基準」一部改正 (海域の窒素・燐について追加) 「水質汚濁防止法施行令」一部改正 (海域の窒素・燐についての排出基準設定) (5. 10. 1 施行) 「環境基本法」制定 (5. 11. 19 施行) 「アジェンダ21行動計画」策定 「水質汚濁防止法施行令」等の一部改正 (ジクロロエタン等13物質の排水基準設定) (6. 2. 1 施行) 「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」が我が国に発効

平成年月	県	平成年月	国
6 1	「騒音規制法」の規制基準の一部改正告示（ホン→デシベル）	6 3	「特定水道利水障害防止のための水道水源の保全に関する特別措置法」制定 （6. 5. 10 施行）
3	悪臭防止法に基づく規制基準告示（追加 10 物質） （6. 7. 1 施行）	4	「悪臭防止法施行規制」一部改正（排出水に含まれる 4 悪臭物質の規制基準の設定） （7. 4. 1 施行）
〃	「ふるさと千葉のゴミ減量推進協議会」の提言	5	狩猟鳥獣の種類の一部変更 （6. 6. 1 施行）
〃	水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に小見川町、東庄町及び山田町を指定	9	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の一部改正（特別管理産業廃棄物の追加） （7. 4. 1 施行）
4	「千葉県廃棄物情報技術センター」の開設	12	国の「環境基本計画」閣議決定
6	かずさ DNA 研究所と「かずさ環境協定」を締結		
7	「(社)千葉県公害防止管理者協議会」が「(社)千葉県環境保全協議会」に名称変更（6. 7. 1）		
8	環境基本法に基づき「千葉県環境審議会」設置		
11	「千葉県ごみ減量化推進県民会議」設置		
〃	「千葉県のごみの減量化と再資源化を進める基本方針」策定		
7 1	「いすみ環境と文化のさと」開設	7 2	東京湾に海域の窒素・りんに係る環境基準の水域類型を指定
2	県内企業 53 社と公害防止細目協定を改定締結	4	「悪臭防止法」同施行令及び同施行規則一部改正（人間の嗅覚を用いた測定法による規制の導入） （8. 4. 1 施行）
3	「千葉県炭化水素対策指導要綱」一部改正（有機化学製品製造施設の追加） （7. 7. 1 施行）	6	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」制定 （9. 4. 1 施行） (消費者、市町村、事業者の役割分担を明確にし、容器包装廃棄物の再商品化（リサイクル）を促進)
〃	高滝ダム上流域水道原水水質保全事業実施促進計画を策定	9	「悪臭防止法施行令」一部改正（人間の嗅覚を用いた測定法による規制の導入） （8. 4. 1 施行）
〃	「千葉県環境基本条例」を制定し「千葉県環境保全条例」（46 年制定）を廃止 （7. 4. 1 施行）	〃	「悪臭防止法施行規制」一部改正（人間の嗅覚を用いた測定法による規制の導入） （8. 4. 1 施行）
〃	「千葉県環境保全条例」を制定し「千葉県公害防止条例」（38 年制定）を廃止 （7. 10. 1 施行）	10	生物多様性国家戦略の策定
〃	「公共事業における産業廃棄物の再資源化及び再生品の利用の促進に関する基本方針」の策定	12	「在来鉄道の新設または大規模改良に際しての騒音対策の指針」制定
〃	水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に木更津市、君津市及び袖ヶ浦市を指定	〃	「自動車交通騒音の深刻な地域における対策の実施方針」制定（5 省庁による道路交通騒音対策の推進に向けた方針）
4	「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」の一部改正 （7. 6. 1 施行）		
6	「森林保全・整備指針」を公表		
8	「第 37 回自然公園大会」南房総国定公園大房岬において開催		
9	「千葉県のごみ減量化行動計画」策定		
〃	「第 4 回ごみ減量化推進全国大会」を幕張メッセにおいて開催		
12	県内の天然ガス採取企業 10 社と地盤沈下防止細目協定を改定・締結		
8 2	「ちば新時代環境ビジョン」の策定	8 4	東京湾の第 4 次「化学的酸素要求量に係る総量削減基本方針」策定
3	第 5 次千葉県産業廃棄物処理計画（8～12 年度）策定 悪臭防止法に基づく排水中野硫化水素等 4 物質の規制基準値を告示 （8. 7. 1 施行）	5	「大気汚染防止法」一部改正（有害大気汚染物質対策の推進等を追加） （9. 4. 1 施行）
〃	「千葉県溶融スラグ利用促進指針」策定	6	「水質汚濁防止法」一部改正（地下水浄化に関する措置の導入及び事故時の措置の強化） （9. 4. 1 施行）
4	航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定の一部改正を告示（都市計画法に基づく用途地域の指定替えによる）	7	「水質汚濁防止法施行令」及び同規則一部改正（地下水浄化に関する措置の導入及び事故時の措置の強化） （9. 4. 1 施行）
〃	「千葉県公害防止施設改善資金融資等規制」を「千葉県中小企業環境保全施設整備資金融資等規制」に名称変更し、融資対象施設等を拡大 （8. 4. 1 施行）	〃	「残したい」日本の音風景 100 選」を決定
6	「千葉県溶融スラグ利用推進協議会」設置		
7	「千葉県浄化槽取扱指導要綱」の一部改正（8. 7. 1 施行）		
〃	騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域の拡大等を告示（成東町、九十九里町追加） （8. 9. 1 施行）		
〃	東京湾に係る第 4 次「化学的酸素要求量総量削減計画」策定 （8. 9. 1 施行）		
8	東京湾に係る第 4 次「化学的酸素要求量総量規制基準」告示 （8. 9. 1 施行）		
〃	第 4 次「東京湾富栄養化対策指導指針」策定 （8. 9. 1 施行）		
11	「千葉県環境基本計画」の策定 （8. 8. 26）		
	「千葉県環境保全条例」の一部改正（非常用の揚水施設の用途追加） （8. 11. 15 施行）		
9 3	「千葉県環境保全率先行動計画～ちば新時代エコ・オフィスプラン～」の策定 （9. 4. 1 施行）	9 1	「大気汚染防止法施行令」一部改正（建築物解体に伴うアスベスト飛散防止、有害大気汚染物質の抑制、ばい煙発生施設の事故時措置を追加） （9. 4. 1 施行）
	「印旛沼及び手賀沼に係る第 3 期湖沼水質保全計画」の策定		

平成年月	県	平成年月	国
9 4	「千葉県地下水汚染防止対策指導要綱」の一部改正（対象物質の追加）	9 2	「大気汚染防止法施行規則」一部改正（建築物解体の作業基準設定等） (9. 4. 1 施行)
〃	「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」の一部改正 (9. 6. 1 施行)	〃	「ベンゼン等3物質について指定物質抑制基準の設定」
〃	「千葉県化学物質環境管理指針」策定	〃	「ベンゼン等3物質について環境基準の設定」
6	「ダイオキシン問題連絡会議」の設置	3	「地下水の水質汚濁に係る環境基準を告示」
〃	利根川水系黒部川流域水道原水水質保全事業実施促進計画を策定	〃	「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度の一部改正（軽油中の硫黄分0.2%→0.05%） (9. 7. 1 施行)」
7	「千葉県自然公園特別地域における大規模な開発行為に係る指導要綱」制定 (9. 7. 8 施行)	〃	「自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正（二輪自動車及び原動機付自転車排出ガス規制）」
〃	「千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」制定 (10. 1. 1 施行)	4	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」一部改正 (9. 4. 1 施行)
8	「騒音規制法」、「振動規制法」及び「悪臭防止法」に基づく規制地域の拡大等を告示（勝浦市、山武町、岬町追加） (9. 9. 1 施行)	〃	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針」一部改正（5物質を追加し、35物質とする）
11	環境新技術推進制度（エコテク・サポート）スタート	6	「環境影響評価法」制定 (11. 6. 12 施行)
12	「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」一部改正	〃	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正（減量化・リサイクルの推進、施設の信頼性・安全性の工場、不法投棄対策の強化等） (9. 12. 7 施行)
10 2	「千葉地域公害防止計画」（9～13年度）策定	8	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」及び「同施行規則」の一部改正（廃棄物焼却に係るダイオキシン規制の追加等） (9. 12. 1 施行)
3	「千葉県一般廃棄物処理マスタープラン」策定（千葉県一般廃棄物処理のための体制づくりの指針として）	〃	「大気汚染防止法施行令」一部改正（ダイオキシン類の指定物質への追加、指定物質排出施設に製鋼用電気炉、廃棄物焼却炉を追加） (9. 12. 1 施行)
〃	「千葉県野生猿保護管理計画」の策定	〃	「ダイオキシン類の指定物質抑制基準の設定」 (9. 12. 1 施行)
〃	「県立九十九里自然公園」車両等乗入れ規制区域の指定 (10. 4. 1 施行)	10	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」一部改正 (10. 4. 1 施行)
5	「ダイオキシン問題連絡会議」を「ダイオキシン類等問題連絡会議」に名称変更	12	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」及び「同施行規則」の一部改正（再生利用認定制度に係る基準等） (9. 12. 26 施行)
6	東京湾に係る第4次「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」一部改正告示		
〃	「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」一部改正		
〃	「千葉県環境影響評価条例」制定 (11. 6. 12 施行)		
〃	「千葉県廃棄物処理施設設置等専門委員会」の設置		
7	「千葉県ダイオキシン類対策取組方針」策定（10. 8 公表）		
8	「小規模廃棄物焼却炉等に係るダイオキシン類及びばいじん排出抑制指導要綱」制定 (10. 12. 1 施行)		
10	「水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例」（上乗せ条例）（東京湾流域の窒素含有量・燐含有量の排出基準の設定、印旛沼、手賀沼流域の小規模事業場に対する排水基準の設定等）一部改正		
〃	「千葉県環境保全条例施行規則」（印旛沼、手賀沼流域の小規模事業場に対する規制の強化）一部改正（11. 4. 1 施行）		
〃	「湖沼水質保全特別措置法に基づく汚濁負荷量に係る規制基準」（化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量）一部改正告示		
11 1	「千葉県エコタウンプラン」策定	11 2	「公共用水域の水質汚濁に係る環境基準」一部改正 (11. 2. 22 施行)
3	「騒音規制法」、「振動規制法」及び「悪臭防止法」に基づく規制地域の拡大等を告示 (11. 4. 1 施行)	〃	「地下水の水質汚濁に係る環境基準」一部改正 (11. 2. 22 施行)
〃	「騒音に係る環境基準」の地域類型の指示を告示 (11. 4. 1 施行)	3	「悪臭防止法施行規則等」の一部改正（臭気指数2号規制基準の設定方法等の追加） (11. 9. 13 施行)
〃	「千葉県ごみ処理広域化計画」策定		
〃	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正 (11. 4. 1 施行)		

平成年月	県	平成年月	国
11 3	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正 (12. 4. 1 施行)	11 3	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」一部改正（構造及び維持管理に関する新たな技術上の基準等の追加） (11. 3. 3 施行)
4	「千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」一部改正 (11. 5. 1 施行)	"	騒音規正法に基づく「自動車騒音の大きさの許容限度」の全面改正
6	「千葉県レッドデータブック植物編」公表	5	「悪臭防止法」一部改正（事業場設置者の事故時の措置の義務化等） (13. 4. 1 施行)
7	「千葉県立自然公園条例施行規則」の一部改正 (11. 7. 30 施行)	6	「悪臭防止法」施行規則一部改正（臭気指数3号規制基準の設定方法等の追加） (13. 4. 1 施行)
10	「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に基づきキツネの捕獲を5年間禁止	"	「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」の一部改正 (狩猟免許制度の改善、特定鳥獣保護管理計画制度の創設) (11. 9. 15 及び 12. 4. 16 施行)
12	「千葉県自動車排出窒素酸化物総量抑制指導要綱」制定 (12. 4. 1 施行)	7	「ダイオキシン類対策特別措置法」の制定 (12. 1. 15 施行)
		"	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の制定
		"	自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度の一部改正（ガソリン中のベンゼンを5体積%以下→1体積%以下） (12年1月適用)
12 3	「ちば21ごみゼロプラン」（第二次千葉県ごみの減量化と再資源化を進める基本方針）策定	12 3	「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準」を改正 (12. 3. 17 施行)
"	「国定公園事業執行認可等の取扱要綱」の制定 (12. 4. 1 施行)	5	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」 (グリーン購入法) (13. 4. 1 施行)
"	「千葉県立自然公園事業執行認可等の取扱要綱」の制定 (12. 4. 1 施行)	"	「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」（建設リサイクル法）の制定 (14. 5. 30 施行)
"	「騒音規制法第17条第1項」の規定に基づく指定地域内における区域を告示 (12. 4. 1 施行)	6	「循環型社会形成推進基本法」の制定 (12. 6. 2 施行)
4	「騒音規正法」、「振動規正法」及び「悪臭防止法」に基づく規制地域の拡大等を告示 (12. 5. 1 施行)	"	「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）の制定 (13. 5. 1 施行)
"	鳥獣飼養許可及びヤマドリの販売許可の権限を市町村に委譲	"	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「同施行分」及び「同施行規則」の一部改正 (都道府県による廃棄物処理計画の策定、廃棄物処理センター制度の見直し、廃棄物処理施設の許可要件の追加、廃棄物の焼却規制等の大幅改正)
5	「千葉県レッドデータブック動物編」公表	"	「浄化槽法」の一部改正 (13. 4. 1 施行)
7	「国定公園事業執行認可等の取扱要綱」の一部改正 (12. 7. 7 施行)	12	国の「環境基本計画」（改定版）閣議決定
12	「千葉県地球温暖化防止計画」策定		
13 3	「飯岡刑部岬展望館～光と風～」開設	13 4	「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準」一部改正 (13. 4. 20 施行)
5	「千葉県レッドデータブック－普及版－」公表	6	「排水基準を定める環境省令」の一部改正（ほう素、ふつ素、硝酸性窒素等の追加） (13. 7. 1 施行)
"	航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定の一部改正を告示（成田空港関係）	"	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」 (13. 6. 22 公布)
6	「千葉県ディーゼル自動車排出ガス対策指針」策定 (13. 5. 28 策定)	"	（13. 12. 21 一部施行） 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」 (13. 6. 27 公布)
7	鉛等の環境保全対策のため、千葉県射撃場を一時全面使用中止 (13. 7. 15 ~)	"	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法制定」 (13. 7. 15 施行)
"	「千葉県自然公園施設設置管理条例」の一部改正 (13. 7. 20 施行)	10	環境省がかおり風景100選を選定（天津小湊町誕生寺の線香と磯風、山田町府馬の大クスの2ヶ所が認定される。）
"	「千葉県自然公園施設管理規則」の一部改正 (13. 7. 20 施行)	"	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令」の施行（一般廃棄物処理業の許可を要しない者） (13. 10. 22 施行)
		11	東京湾等の「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」策定
		12	「水質汚濁防止法施行令」及び「同施行規則」の一部改正（汚濁負荷量の総量削減の指定項目に窒素・りんの含有量を追加等） (13. 12. 1 施行他)
		"	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針」一部改正（10物質を追加し、45物質とする）
14 1	羽田空港周辺航空機騒音監視システムを整備	14 3	新・生物多様性国家戦略の策定
2	「ちば環境再生計画」の策定	5	「土壤汚染対策法」（平成14年法律第53号） (14. 5. 29 公布) (15. 1. 1 施行予定)
3	千葉県ビオトープ推進マニュアル・事例集の発刊		

平成年月	県	平成年月	国
14 3	「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」の一部改正(ふつ素を有害物質に追加し、生活環境項目から削除) (14. 3. 26 公布)	14 7	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準について」の一部改正(水底の底質の基準の追加) (14. 7. 22 告示) (14. 9. 1 適用)
〃	「千葉県環境保全条例」一部改正(自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための施策に変更) (14. 3. 26 公布)	〃	「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)の制定 (14. 7. 12 公布)
〃	「千葉県廃棄物処理計画」(13～17年度)策定 「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」の制定 (14. 3. 26 公布)	〃	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」の一部改正(水質基準対象施設4施設の追加) (14. 7. 31 公布) (14. 8. 15 施行)
〃	「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」の制定 (14. 3. 26 公布)	〃	「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律」が改正され、題名も「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」となった。
〃	「東京湾沿岸広域異臭発生時の対応要領」策定 (14. 4. 1 施行)	8	「底質の処理・処分等に関する指針」(14. 8. 30 環水管第211号環境省環境管理局水環境部長通知) 「底質の処理・処分等に関する暫定指針」(S49. 5. 30 環水管第113号)は廃止
4	成田空港暫定平行滑走路の供用開始	〃	「持続可能な開発に関する世界サミット」(於ヨハネスブルク) 開催
7	東京湾に係る「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」策定		
〃	東京湾に係る「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」、「窒素含有量に係る総量規制基準」、「りん含有量に係る総量規制基準」告示 (14. 10. 1 施行)		
〃	「千葉県分別収集促進計画」(15～19年度)策定		
〃	「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則」制定 (15. 4. 1 施行 一部 15. 10. 1 施行)		
〃	「千葉県環境保全条例施行規則」一部改正(自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための施策・措置の充実・強化) (15. 4. 1 施行)		
〃	「自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための指針」告示 (15. 4. 1 施行)		
9	「千葉県エコタウンプラン」変更承認		
10	「千葉県資源循環型社会づくり計画」(14～22年度)策定		